



**第1章 将来都市像**

---

**第2章 まちづくりの基本方針  
(将来都市像を実現するための重点取組)**

---

**第3章 分野別の基本目標と政策**

---

**第4章 将来人口**

---

**第5章 土地利用構想**

---

**第6章 将来都市像の実現に向けたイメージ**

---

基本構想は、本市が10年後の富士宮市を見据えて掲げる「将来都市像」、将来都市像を実現するための重点取組である「まちづくりの基本方針」、分野別に取り組むための「基本目標」と「政策の基本方針」、まちづくりを進めるための目標となる「将来人口」、都市基盤整備の方向性を示す「土地利用構想」を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの指針とするものです。

基本構想


第1章

## 将来都市像


世界遺産である富士山は、富士宮市民だけでなく日本全国や世界からも愛される象徴として、その存在感は計り知れません。

富士山の麓で、富士山を誇りに暮らす私たちは、その恵まれた唯一無二の資源を保全して後世に引き継ぐとともに、活用に努め、新たな時代にふさわしい未来へつなげる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

富士山と共に発展してきた富士宮市は、少子高齢化や人口減少をはじめとする様々な課題に直面する中でも、その恵まれた自然環境を最大限に活用し、富士山を誇りに暮らす人々が互いに支え合うことで、市民一人ひとりが幸せを感じられるまちを共に創りあげるため、将来都市像を、



富士山を心に 人の和と豊かな自然が織りなす  
幸せ感じる富士宮



とします。

そして、その実現に向けて着実なまちづくりを進めていくため、市民一人ひとりの幸福実感を重視する「ウェルビーイング（幸福）の視点」を市政運営に取り入れ、行政だけでなく、市民、企業、団体などが共創して、将来都市像の実現を目指します。

### Well-being (ウェルビーイング)

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

# まちづくりの基本方針 (将来都市像を実現するための重点取組)

将来都市像にふさわしい未来へつながる持続可能なまちづくりを進めるため、本市が総力を挙げて取り組む必要があるテーマについて、4つの取組を定め、この取組に沿って重点的に事業を進めていきます。

## 取組 1 地域の魅力を活かしたにぎわいづくり

～ 世界遺産「富士山」をはじめとする地域の魅力を最大限活用して、まちににぎわいを創り出すとともに、市民にとっても住み続けたいと感じる魅力的なまちづくりに取り組みます～

富士山がもたらす湧水や自然などの様々な地域資源は、製造業や農業、畜産業、養鱒業、林業、観光など様々な産業を生み出し、多くの市民の生活を支えています。

富士山が世界遺産に登録されて以降、富士山にまつわる歴史・文化・自然の本質的な価値は一層高まっており、これにより、市民が本市で暮らすことに強い誇りを抱いています。

市民が誇れる品格ある美しいまちを形成するためには、本市の持つ豊かな自然と歴史的資産を最大限に活用し、その価値を更に高めることが重要です。

そのため、本市は、世界遺産「富士山」の構成資産である富士山本宮浅間大社や白糸ノ滝をはじめとする文化財を整備し、自然豊かな環境を活かし、心癒される美しい空間づくりに努め、市民の誇りと郷土愛を育み、市民が主体的に地域の魅力を発信することを促していきます。

また、中心市街地では、良好な景観形成や店舗支援等を進め、歩いて楽しめる回遊性の高い街並みを形成するとともに、祭りやイベント、多世代交流の場を設けて日常の楽しみを創出し、まち全体の活性化と満足度の向上に取り組みます。

さらに、地域資源や歴史から着想した特産品の開発・販路拡大を推進し、市民に愛されるブランドづくりに取り組むとともに、観光客が長く滞在できる仕組みとして、エリア間の回遊促進や歴史・文化資源の活用を進め、持続可能な観光振興を図ります。

## 取組 2

## 若者や女性にも選ばれる地域づくり

～ 人口減少が進む中、市民一人ひとりが協力し合い、安心して暮らせる生活環境や希望を持てる就労環境を整え、若者や女性にも住みたいと思われるまちづくりに取り組めます～

全国的に見ても、多くの都市が少子高齢化や若者の流出に直面しており、地域経済やコミュニティの活力維持が難しくなっています。

このことは、本市も例外ではなく、出生率の低下や若年層の都市圏への流出が進む中で、将来的な人口減少は避けられない現実となっています。

こうした背景には、都市と地方との格差拡大や働き方・暮らし方の多様化があります。

従来型の産業構造や生活環境だけでは、若者や女性を惹きつける魅力を十分に発揮できず、「住みたい」、「働きたい」と思われるまちづくりが求められています。

そのため、市民一人ひとりが希望を持って働き、快適に暮らせる環境を目指し、多様なライフスタイルやニーズに対応した働き方や住宅供給が実現できる環境づくりに取り組めます。

また、結婚・出産の希望を叶えるために、精神的・経済的な不安を軽減し、安心して将来設計できる社会的サポート体制を整備するとともに、子育て支援については、孤立防止や相談体制の充実、交流の場の創出等を進めます。

さらに、本市で暮らす魅力が見える化し、若い世代や市外に住む人が本市で暮らしたい、子育てしたいと感じるようなブランド力を高めていくとともに、地域全体で若者や女性のライフデザインの実現を応援するなど、未来に希望を持てる地域づくりに取り組めます。

## 取組 3

## 安心して健やかに暮らせる幸せづくり

～ 予測が難しい自然災害などへの備えはもとより、医療や福祉、地域コミュニティが充実し、年齢を問わず誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます～

近年、気候変動による異常気象が増加し、大規模な災害発生リスクが高まっています。

また、少子高齢化の進展は、我が国の社会構造に大きな変化をもたらしており、地域社会の持続可能性や福祉サービスの維持にとって重要な課題となっています。

そうした社会的課題が深刻化する中、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域にするためには、予測困難な自然災害への備えだけでなく、自然環境と共生した持続可能なまちづくりや地域コミュニティの充実、多文化共生の推進、高齢者や障がい者を含む全ての人が医療・福祉サービスを十分に受けられる環境整備が求められています。

そのため、災害リスクに対しては、老朽化する施設の耐震化や維持管理、正確かつ多様な情報伝達と地域住民の防災意識の向上に努め、様々な自然災害に備えるための地域の防災・減災力を高めていくとともに、生物多様性の保全や再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進を行い、自然環境と共生した環境に優しいまちづくりに取り組みます。

また、生活環境の安心を確保するためには、人と人がつながる地域づくりやデジタル技術を活用した市民サービスの向上などに努めるとともに、高齢者を地域全体で支え合う持続可能な生活環境を創出し、元気な高齢者の活動を応援する取組を進めます。

さらに、誰もが住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営むことを支援するため、切れ目のない医療・福祉サービスの提供や地域包括ケアシステム\*の確保に努め、地域社会全体が安心して暮らせる基盤づくりを進めます。

## 取組 4

## 明るい未来を支える人づくり

～ 幸福を実感できる明るい社会を目指し、未来を担う人材の育成や市外に住みながら継続的に地域に関わる人を創出するまちづくりに取り組みます～

「明るい未来」を築くためには、市民一人ひとりが夢と希望を持ち、それぞれの能力を最大限発揮できる環境づくりが重要であるとともに、次世代を担う子どもたちや若者だけでなく、全ての市民が生涯にわたり自己実現と社会参加を果たせるよう、多角的な教育・支援体制を整備し、人材育成に努める必要があります。

また、市民一人ひとりが幸福を実感できる明るい社会を実現するためには、市民が地域への理解と関心を深め、地域への愛着と誇りを感じられる機会を増やし、自ら行動できる土壌をつくることも求められます。

そのため、こどもから若者まで、多彩な学習や経験の場を設け、自立心や創造性、協調性などの必要な資質・能力を養うとともに、地域活動への参加促進によって、市民全体が主体的に地域づくりに関わる風土を醸成します。

また、地域の歴史や文化を次世代へ継承し、愛着と誇りを育む人材育成に力を入れるとともに、多様性を尊重しグローバル化やデジタル化に対応した未来の担い手の育成に取り組みます。

さらに、本市の魅力に惹かれる市外在住者や応援団（関係人口\*）を増やし、自然や文化資源を最大限に活用して、市域・県域を越えた広域的な連携を図り、解決困難な地域課題にも取り組みます。

## 分野別の基本目標と政策

## 基本目標 1 くらし・安全 ～共に支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくり～

コミュニティの充実を図り、防災・減災対策を進めるとともに、年齢や性別、国籍を問わず、互いにつながり合いながら、安全・安心に暮らせる地域社会を形成します。

## 政策番号 政策（目指すまちの姿）

（基本方針）

## 1 コミュニティ活動（地域の人たちの交流や活動が、活発に行われています）

市民活動の拠点となる施設を核に、こどもから高齢者まで幅広い地域住民が交流し、コミュニティ意識の向上を図ります。また、地域コミュニティの中心的な団体である自治会の持続可能な運営を支援します。

## 2 多様性の尊重（誰もが互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる環境が保たれています）

性別や年齢などにかかわらず個性と能力を発揮でき、人権が尊重される社会の実現のため、多様性についての理解の促進と関連施策を総合的に推進します。

## 3 国際化・多文化共生（互いの文化を理解し、地域で国際化・多文化共生が進められています）

姉妹都市・友好交流関係都市をはじめとする多様な海外都市との交流を深め、国際感覚を持つ人づくりを目指すとともに、外国人市民が安心して暮らし、活躍できる環境づくりを進めます。

## 4 交通安全（交通安全の意識が高く、事故のない環境が保たれています）

警察署や交通安全協会など様々な関係団体と連携し、広く交通安全意識の普及啓発を図るとともに、交通安全教育の推進と交通秩序の維持に努めます。また、歩行者等が安全・安心に通行できるよう交通安全施設の整備を進めます。

## 5 防犯・消費生活（犯罪を未然に防止し、安全・安心な暮らしが保たれています）

多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者被害を未然に防止し、市民が安全で安心な消費生活を営むことができるよう消費者教育と相談体制の充実を図ります。

## 6 防災・減災（自助・共助が実践され、地域の防災力が維持されています）

富士山噴火、地震、風水雪害等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や自主防災会による防災訓練の内容の充実を図り、「自助」・「共助」の意識の向上に努めます。また、避難所の整備や生活必需品等の備蓄を計画的に進め、防災力の高いまちを目指します。

## 7 消防（災害や事故に対して、迅速に対応できる体制が確保されています）

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の環境の変化への確に対応する消防体制の充実強化を図ります。

## 基本目標 2

### 環境 ～富士山の恵みに育まれた環境を未来へつなぐまちづくり～

富士山がもたらす豊かな水資源や自然環境、景観を保全するとともに、安全で快適な生活環境を保つことで、市民が誇りとする郷土を次の世代に継承していきます。

#### 政策番号

#### 政策（目指すまちの姿）

（基本方針）

#### 1

#### 地球環境（地球環境の保全に向けて、エネルギーを有効に利用しています）

地球環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用や地産地消を推進するとともに、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギーを導入し、ゼロカーボンシティ\*の実現を目指します。

#### 2

#### 生活環境（環境にやさしい持続可能なまちになっています）

循環型社会を形成するため、市民、事業者及び行政が協働し、ごみの発生・排出の抑制、再使用の推進及び資源化の徹底に取り組みます。また、生活環境を安全で快適に保つため、処理施設の適正な維持・管理や公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

#### 3

#### 自然環境（大切な自然環境を守り育てています）

富士山麓でこれまで受け継いできた優れた自然について、様々な人と自然環境保護・生物多様性保全策を積極的に推進します。

#### 4

#### 景観（富士山が美しく映える景観が創られています）

富士山の「庭園都市」にふさわしい自然景観や歴史的な景観を適切に保全するとともに、周辺の景観との調和に配慮した景観形成を誘導し、富士山が美しく映えるまちとして、市民と共に魅力的な景観を創ります。

#### 5

#### 花と緑・水辺（花と緑と水辺から、潤いと安らぎを感じています）

豊かな自然の更なる魅力の創出を図るため、市民との協働により、花壇づくりや河川愛護を推進し、心癒される花と緑と水辺の環境づくりに努めます。

#### 6

#### 水利用（限りある水資源を守り、有効に活用されています）

水資源をかん養\*するとともに、地下水の調査や湧水池の巡回監視等を行うことにより、限りある水資源の適正な利用を図ります。

## 基本目標 3

## こども・教育文化 ～こどもが健やかに成長し、心豊かな人が育つまちづくり～

こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるとともに、市民が郷土の自然や歴史、文化を学び、自分らしく心豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

### 政策番号 政策（目指すまちの姿）

（基本方針）

#### 1 こども・若者・子育て（こども・若者・子育て家庭の思いが実り、笑顔があふれています）

誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会“こどもまんなか富士宮”を実現するため、こども・若者の権利を保障し、こども施策の充実を図るとともに、結婚・出産・子育ての選択ができ、若い世代の希望がかなえられる環境づくりに努めます。

#### 2 青少年健全育成（地域ぐるみで、心身ともに健全な青少年を育む体制が整えられています）

地域社会における人々との関わりを通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、社会総掛かりで、青少年を育む体制づくりを向上させるため、学校・家庭・地域の連携を強化し、青少年のための教育相談・指導体制を充実します。

#### 3 学校教育（豊かな人間性や社会性を持つ児童生徒が育っています）

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携・協働し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、安全・安心に学べるより良い教育環境づくりに努め、一人ひとりのウェルビーイング（幸福）の向上を目指します。

#### 4 文化・芸術（地域の歴史・文化を学び、郷土に愛着を感じる心豊かな人が育まれています）

富士山の豊かな自然のもと、生まれ育まれ守られてきた歴史・文化の継承とそれらを背景とした文化芸術活動の振興を図ります。また、様々な関連する分野と連携しながら、価値の共有や担い手の育成、活動を継続できる環境整備、多様な手法による情報発信等を推進します。

#### 5 スポーツ・レクリエーション（それぞれの興味や関心に合わせて、誰もが気軽にスポーツに親しんでいます）

「する」スポーツだけではなく、「みる」・「ささえる」など、それぞれの興味や関心に合った視点でスポーツに関わることができるよう環境を整えます。また、市民が安全・安心に利用できる施設の更新及び整備を進めるとともに、スポーツツーリズム\*やスポーツ交流、レクリエーションスポーツなどのスポーツによるまちづくりを推進し、人々の交流機会を増やします。

#### 6 生涯学習（多様な学習機会が確保され、誰もが生涯にわたって学び続けています）

多様な学習機会の創出や環境の整備を行うとともに、学習成果を活かしたまちづくりを推進します。また、図書館の資料、施設及び設備の整備に努め、読書に親しみやすい読書環境の充実を図ります。

## 基本目標 4 健康・福祉 ～誰もが健やかで安心できる暮らしを地域で支えるまちづくり～

生涯にわたる健康で安心な暮らしの実現と、自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、切れ目のない支援体制の充実を図り、地域で支える環境づくりを進めます。

### 政策番号 政策（目指すまちの姿）

（基本方針）

#### 1 健康づくり（共に助け合い、誰もが健康で安心して暮らしています）

健康寿命\*の延伸のため、市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身共に健康でいきいきとした生活が送れるように、地域や関係機関との連携を強化し健康づくり施策の推進を図ります。また、健康づくりを担う人づくり、コミュニティを生かした支援体制の充実に努めます。

#### 2 医療（地域医療が充実し、安心して医療が受けられています）

市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の構築を図るとともに、災害時に対応できる医療救護体制の強化に努めます。また、地域の中核病院として、市立病院の医療機能及び診療体制の充実に努め、地域の医療機関と連携して、市民の健康と安心して受診できる地域医療体制の充実を図ります。

#### 3 地域福祉（誰もが生きがいや役割を持ち、地域で支え合いながら暮らし続けています）

住み慣れた地域や家庭で、誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくり、居場所づくりなどの地域福祉の充実を図ります。また、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

#### 4 高齢者福祉（高齢者が、生きがいと尊厳を持って元気に暮らしています）

高齢者が充実した生活を送ることができるように、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、どのような状態になっても尊厳を持って安心して元気に暮らせるように、住み慣れた地域で医療・介護のみならず、住まい、生活支援などが一体となって提供される包括的な支援体制を整備します。

#### 5 障がい者福祉（障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしています）

障がいのある人が、住み慣れた地域で自らの意思で必要な支援を受けながら生活ができる社会、当たり前に行ける社会の実現に努めます。また、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できるように地域の理解・協力の一層の拡大に努め、互いに認め合いながら共生する社会の実現を目指します。

#### 6 社会保障（誰もが必要な支援を受けられ、安心して生活が続けられています）

誰もが安心して生活が続けられるように、医療・介護保険や要保護世帯\*への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、制度そのものの理解を深めるための情報提供の方法や相談体制を整えるよう努めます。

## 基本目標 5 産業 ～富士山の恵みを活かした産業振興と働きやすさの両立したまちづくり～

富士山の恵みである豊かな資源を活かして、商工業、観光、農林水産業が発展した活力あるまちを創出していくとともに、誰もが働きやすい社会づくりを目指します。

### 政策番号 政策（目指すまちの姿）

（基本方針）

#### 1 労働・雇用（多様な人材が、安心していきいきと働き続けています）

多様化する労働市場において、性別や年齢等を超え、様々な職種やスキルを持つ多様な人材が活躍できる就業の場の確保に努めます。また、全ての勤労者が安心して働けるように労働環境の改善に努め、働きやすいまちを目指します。

#### 2 企業誘致・留置（人と地域を生かした豊かな産業が集積されています）

豊富な地域資源を有する本市ならではの多種・多様な産業基盤の構築・強化を図り、優良企業の誘致及び既存企業の留置に努め、まちのブランド力向上につながる特色ある産業の発展につなげます。また、成長性や持続性のある企業が立地しやすい環境を整備し、働き手にとって魅力ある企業立地の推進に努めます。

#### 3 商工業（中小企業等事業者が地域経済の原動力となり、まち全体が活力にみなぎっています）

地域経済を支える市内中小企業等事業者の生産性向上や経営力強化を支援するとともに、創業・起業を促進します。また、中心市街地の魅力向上及び商業・サービス業の活性化を推進します。

#### 4 観光（観光資源の魅力を認知し、自信と誇りを持って市外の人におすすめできるまちになっています）

富士山をはじめとする食や自然、歴史・文化、スポット、イベントなど、本市ならではの観光資源の魅力や認知度を高め、国内外からの観光客の誘客を図ります。また、観光客の滞在時間を延ばすことにより、消費を促進し、経済の活性化につなげます。

#### 5 農林水産業（富士山の恵みを活かした農林水産業が営まれています）

地域の特性と資源を最大限に活用した農林水産業の持続的な発展に向け、担い手の育成や先進技術の導入を推進します。また、農林水産業の収益性の向上を目指すとともに、生産基盤の整備に努め、農林水産業の振興を図ります。

#### 6 食（富士山の豊かな水に育まれた食を、誰もが楽しめるまちになっています）

富士山麓の豊富な湧水と広大な自然環境に育まれて生産される、おいしく、安全で特色ある食材を市内外に広め、消費の拡大を目指すとともに、地食健身\*を推進します。また、農林水産業だけでなく観光、商業等との連携を図り、ブランド力の向上に努めます。

## 基本目標 6 都市整備 ～富士山の魅力を活かした快適な居住環境を創造するまちづくり～

誰もが安全・安心に利用できる都市基盤整備を進め、富士山の魅力を活かした快適な居住環境とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

### 政策番号 政策（目指すまちの姿）

（基本方針）

#### 1 市街地整備（回遊性のある機能的な市街地が創出され、快適に生活を営んでいます）

富士山信仰の歴史・文化が香るにぎわいとおもてなしのまちとして、景観とユニバーサルデザイン\*に配慮するとともに、回遊性のある快適で機能的な市街地整備を積極的に進めます。

#### 2 道路（誰もが安全で快適に道路を利用しています）

交通インフラの効率的な機能維持、総合的な交通ネットワークの充実を図るとともに、人にやさしく安全で快適な道路整備を進めます。

#### 3 公共交通（誰もが移動に困らない便利な公共交通ネットワークが構築されています）

重要な生活インフラとしての公共交通ネットワークの充実に努めることにより、多様化する移動ニーズに応え、誰もが移動に困らない社会を目指します。また、様々な関係者と連携して利用促進等を図り、持続的な公共交通を実現します。

#### 4 住宅・住環境（安心して長く暮らし続ける住宅が確保されています）

住環境の質の向上と、多様なニーズや時代の変化に対応した住宅政策を推進し、良質な居住環境の形成を目指します。

#### 5 治山・治水（自然災害等に対する備えが進んでいます）

頻発化、激甚化が懸念される自然災害等から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害の発生が予測される地域の治山・治水対策を進めます。

#### 6 公園（誰もが公園で心癒され、楽しんでいます）

都市公園等の適切な維持管理とバリアフリー化に取り組むとともに、多様なニーズや目的に対応した公園整備を進めます。

#### 7 上下水道（安全な水の供給と処理により、清潔で快適な暮らしが保たれています）

富士山からの豊富な地下水の清廉さを維持し、安全で安定した水の供給に努めます。また、公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備や水洗化を推進します。

## 基本目標 7 共創 ～便利で質の高い行政サービスを市民と共に創るまちづくり～

市民の主体的活動と多様化する社会に適応した行政の取組が相互に補完し合い、デジタル技術や民間活力を効果的に活用しながら、便利で質の高い行政サービスを提供します。

### 政策番号 政策（目指すまちの姿）

（基本方針）

#### 1 行財政運営（変化やニーズに柔軟に対応した持続可能な行財政運営が図られています）

限られた行財政資源を効率的かつ効果的に活用するとともに、社会経済情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、健全で持続可能な行財政運営の推進に努めます。

#### 2 市民協働（協働の輪が広がり、多様なつながりが創出され、市民主体による活動が地域の魅力を高めています）

市民活動団体が行う自主的・自発的な公益活動の活性化を促すことにより、地域の魅力発信や様々な課題の解決に努めます。また、地域住民のつながりを創出し、互いに暮らしやすい共助社会を目指します。

#### 3 広聴広報（市政情報が正確かつ迅速に提供され、魅力的なまちと感じる人が増えています）

市民の意見を広く聴き、施策や市政運営にその意見を取り入れます。また、市民や市外に在住する人が本市を魅力的に感じる様々な市政情報を効果的に発信し、愛されるまちを目指します。

#### 4 まちのブランド形成（地域資源や魅力が効果的に発信され、様々な人から高い評価が得られています）

地域の歴史や文化、自然環境、産業などの資源を活かし、それらを一体的に活用して地域のアイデンティティを明確に打ち出します。また、地域の資源や魅力を効果的に情報発信することで様々な人とのつながりを創出し、持続可能なまちを目指します。

#### 5 デジタル社会（安全に共有された情報が活用されることにより、地域の幸福度が向上しています）

地域幸福度向上の基礎となる情報が、様々なシーンで安全に共有・活用されるデジタル社会の実現を目指します。また、行政サービスのデジタル化を進めるとともに、市民目線で業務のあり方を見直すことにより、市民の利便性向上に努めます。

# 将来人口

## 1 将来推計人口

本市の人口は、芝川町と合併した翌年の平成23（2011）年に、約135,800人にまで達しましたが、それをピークにその後は減少に転じ、しばらくは毎年100人程度の緩やかな減少となっていました。

その後、人口減少のペースは次第に大きくなり、令和4（2022）年に13万人を割り込んでからは毎年の減少が1,000人前後まで拡大しており、令和7（2025）年の総人口126,348人は15年前のピーク時から約1万人の減少となっています。

本市の将来推計人口は、今後も減少傾向が見込まれ、このままでは令和7（2025）年からの10年間で約12,600人減少し、令和17（2035）年には約113,800人となることが予想されます。

年齢階層別にみると、15歳から64歳までの生産年齢人口が今後10年間で約9,000人減少する見込みであり、産業や地域活動の担い手の大幅な不足などが想定されます。

また、子どもを産む世代となる人口の大幅な減少の影響により、0歳から14歳までの年少人口は今後10年間で約25%減少する見込みであり、本市の将来にも大きな影響を及ぼすことが想定されます。

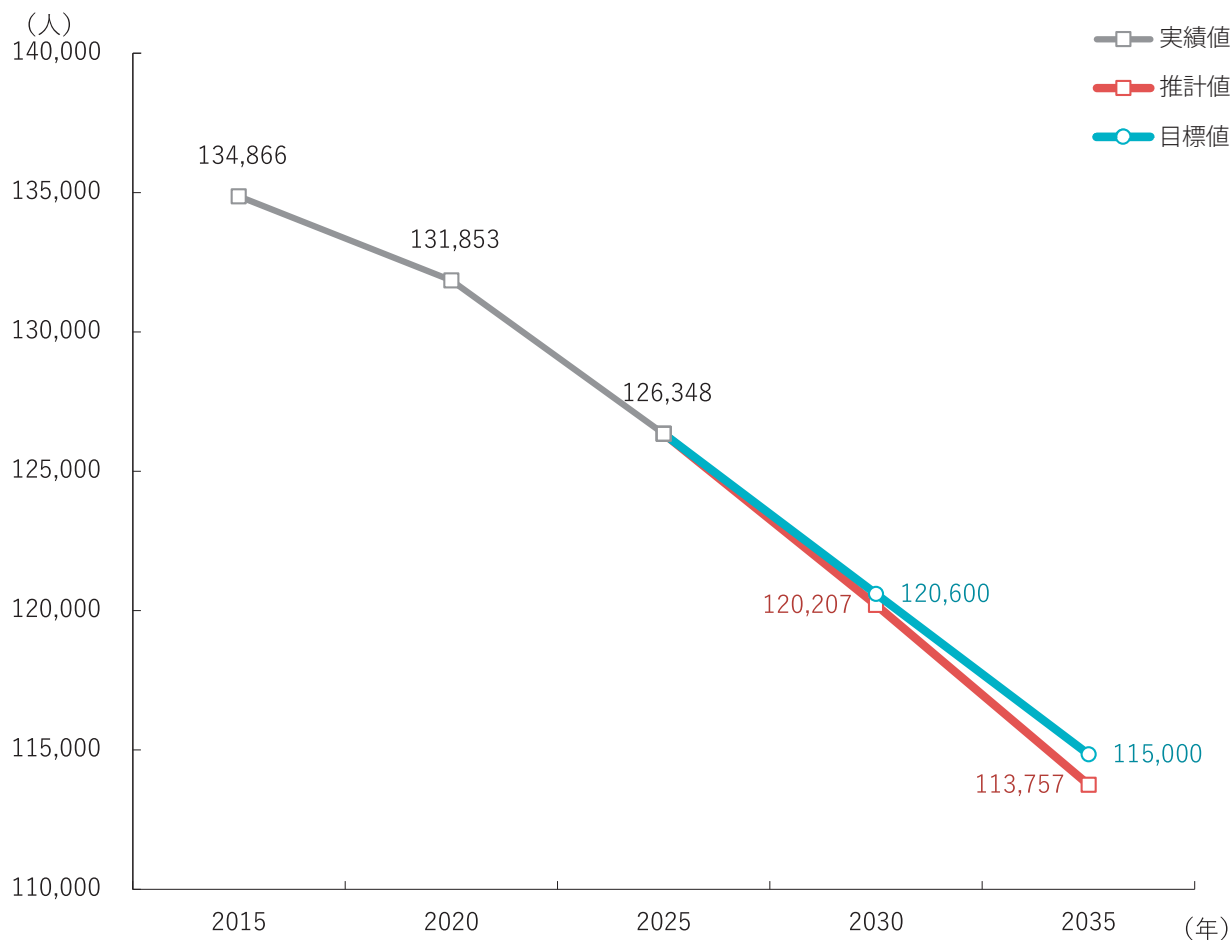
## 2 目標人口

将来都市像の実現に向けて、本市がまちづくりを持続的に推進していくためには人口減少の抑制が最も重要なテーマとなります。

本計画では、合計特殊出生率\*低下の抑制と市外への転出超過数の縮減、純移動率の改善に取り組むことで令和17（2035）年の目標人口を115,000人とします。

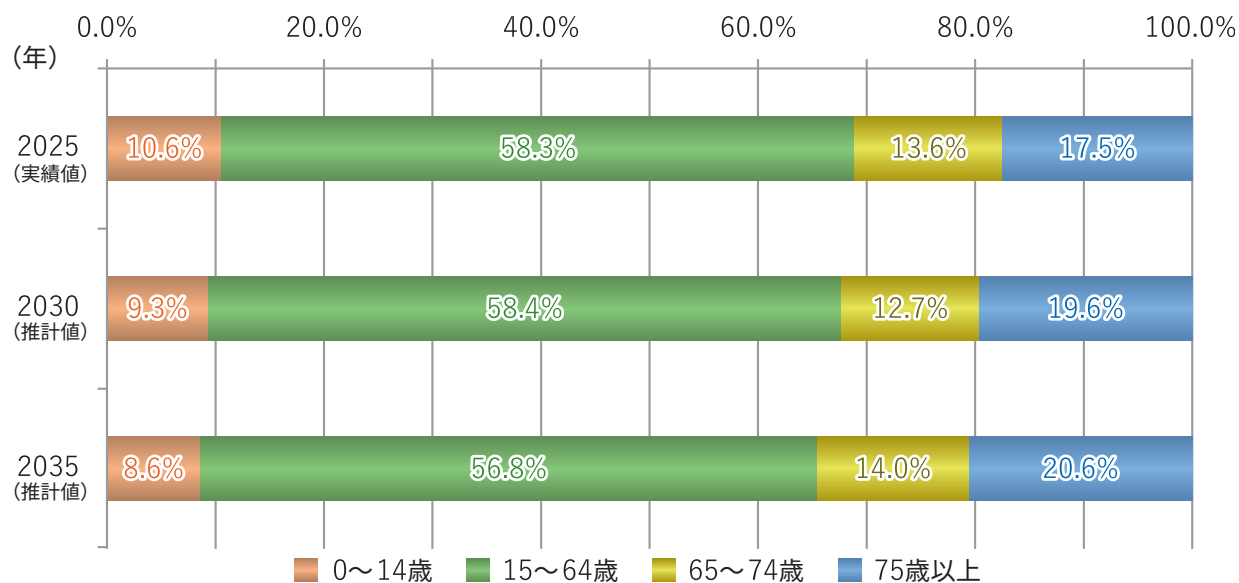
	実績値			推計値	目標値	推計値	目標値
	2015年	2020年	2025年	2030年		2035年	
総人口	134,866人	131,853人	126,348人	120,207人	120,600人	113,757人	115,000人
高齢人口 (75歳以上)	15,931人	18,877人	22,052人	23,569人	23,670人	23,370人	23,670人
	11.8%	14.3%	17.5%	19.6%	19.6%	20.6%	20.6%
高齢人口 (65～75歳)	18,715人	19,356人	17,215人	15,288人	15,320人	15,939人	16,060人
	13.9%	14.7%	13.6%	12.7%	12.7%	14.0%	14.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	81,859人	77,258人	73,703人	70,143人	70,360人	64,658人	65,350人
	60.7%	58.6%	58.3%	58.4%	58.4%	56.8%	56.8%
年少人口 (0～14歳)	18,361人	16,362人	13,378人	11,207人	11,250人	9,790人	9,920人
	13.6%	12.4%	10.6%	9.3%	9.3%	8.6%	8.6%

## ■ 将来推計人口及び目標人口



資料：2025年までは住民基本台帳人口（4月1日現在）、2030年以降は住民基本台帳結果をもとに推計

## ■ 年齢4区分による人口構造の変化



資料：2025年までは住民基本台帳人口（4月1日現在）、2030年以降は住民基本台帳結果をもとに推計

# 土地利用構想

## 1 土地利用の基本方針

土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支えるかけがえのない資源です。

自然環境の保全と安全性の確保に努めながら、地域の自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、主要幹線道路を最大限に活かした企業進出や住宅需要等の長期的な展望のもとに土地利用を図っていくことが必要です。

そこで、将来都市像の実現に向けて総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次のとおり土地利用の基本方針を定めます。

### (1) 総合的かつ計画的な土地利用の推進

本市の土地が、その特性により、どのような利用に適しているのかを評価する土地利用診断を行い、それに基づく土地利用構想図を指針とした施策の展開を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

人口減少が加速する中、発生する低・未利用土地や空き家等の有効利用及び高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用の最適化を進めます。

### (2) 豊かな自然環境との共生

豊かな自然環境を保全するとともに、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組み、自然環境と共生した土地利用を推進します。

本市のゼロカーボンシティ\*の実現に向けて、地域共生型の再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

### (3) 安全・安心な土地利用の確立

甚大化する自然災害等から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、自然災害等の発生が予測される地域では土地利用を適正に規制するとともに、より安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、安全で安心な土地利用を推進します。

### (4) 基幹道路を活用した産業基盤の整備

富士山の広大な土地と豊かな水資源を活用して、第1次産業から第3次産業まで幅広く産業が営まれており、特に第2次産業については、豊かな水を活用した化学、医療用機器や輸送用関連産業などの広がりのある構造となっていることから、産業間の連携を強化するとともに新たな産業用地を確保していくため、既存集落の維持に向けた住宅政策と併せ、基幹道路\*やインターチェンジ周辺への産業誘導を図ります。

## (5) 魅力ある都市空間とゆったりとした生活空間の形成

中心市街地については、富士宮駅や富士山本宮浅間大社、静岡県富士山世界遺産センターを核とした本市の中心部にふさわしい都市機能の再構築と世界遺産のまちにふさわしい魅力あふれるにぎわいの再生を図ります。

また、地域住民の生活利便性を向上させるため、都市空間と生活空間を繋ぐ交通ネットワークの充実を図るとともに、公園や緑地帯の整備を積極的に推進するなど、緑豊かな都市機能と富士山と調和した美しい景観の形成を目指します。

## (6) 集落環境の維持

本市は、これまで多くの町や村との合併を繰り返しながら市域を拡大し発展してきたことから、地域固有の文化や風土を守ることを通じて、地域における郷土愛の醸成や人材の育成を図ります。

また、先人から引き継がれてきた田園風景を適切に保全しながら、富士山の景観と調和した緑豊かな集落環境の形成を図ることにより、旧町村役場などを中心とした集落拠点の機能の維持を目指します。

## 2 ゾーン別土地利用の方向

市全体が調和の保たれた発展を成し遂げられるよう市域を5つのゾーンに区分し、各地域の特性を活かした土地利用の方向を定めます。

この土地利用の方向は、各ゾーンにおける保全、活用及び整備の概念を示すものであり、具体的な土地利用計画については、国土利用計画富士宮市計画、富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱、関係法令等により推進します。

### (1) 自然環境保全ゾーン

地質、野生の動植物等の学術上貴重な資源が存在する地域、災害防止や水源かん養\*等の公益的な役割を果たしている地域、富士山の景観上重要な地域等は、自然環境を保全するゾーンとし、現状の保存及び森林資源の育成に努めるとともに自然林への復元、自然と親しむ施設の整備等を進めます。

### (2) 景観活用交流ゾーン

恵まれた自然環境や草原景観を保全するとともに、スポーツ・レクリエーション施設等の自然と共生し調和する施設や、農林水産業の生産と連携した新成長産業の振興のための活用を図ります。

また、田園風景を保全するとともに、交流、体験学習施設等の自然と歴史・文化が共存する地域特性を活かした活用を図ります。

### (3) 産業振興ゾーン

富士山の景観や自然との調和に配慮しながら、新東名高速道路、国道139号、国道469号（富士南麓道路）等の広域幹線道路\*や今後整備が計画されている富士富士宮道路により、都市発展軸を活かした活用を図ります。

既存の工業団地周辺、国道139号の北山インターチェンジ、上井出インターチェンジ周辺については、地域振興のための産業誘導を進めます。

また、市街地に近い新東名高速道路新富士インターチェンジ周辺及び基幹道路\*周辺については、交通利便性を活かし、優良農地や森林を適切に保全し、農林水産業を含めた産業の振興を図ります。

### (4) 集落環境整備ゾーン

集落と農地が混在する市街地周辺の市街化調整区域は、集落環境の整備と農業生産性の向上、並びに優良農地の保全及び活用に努めます。

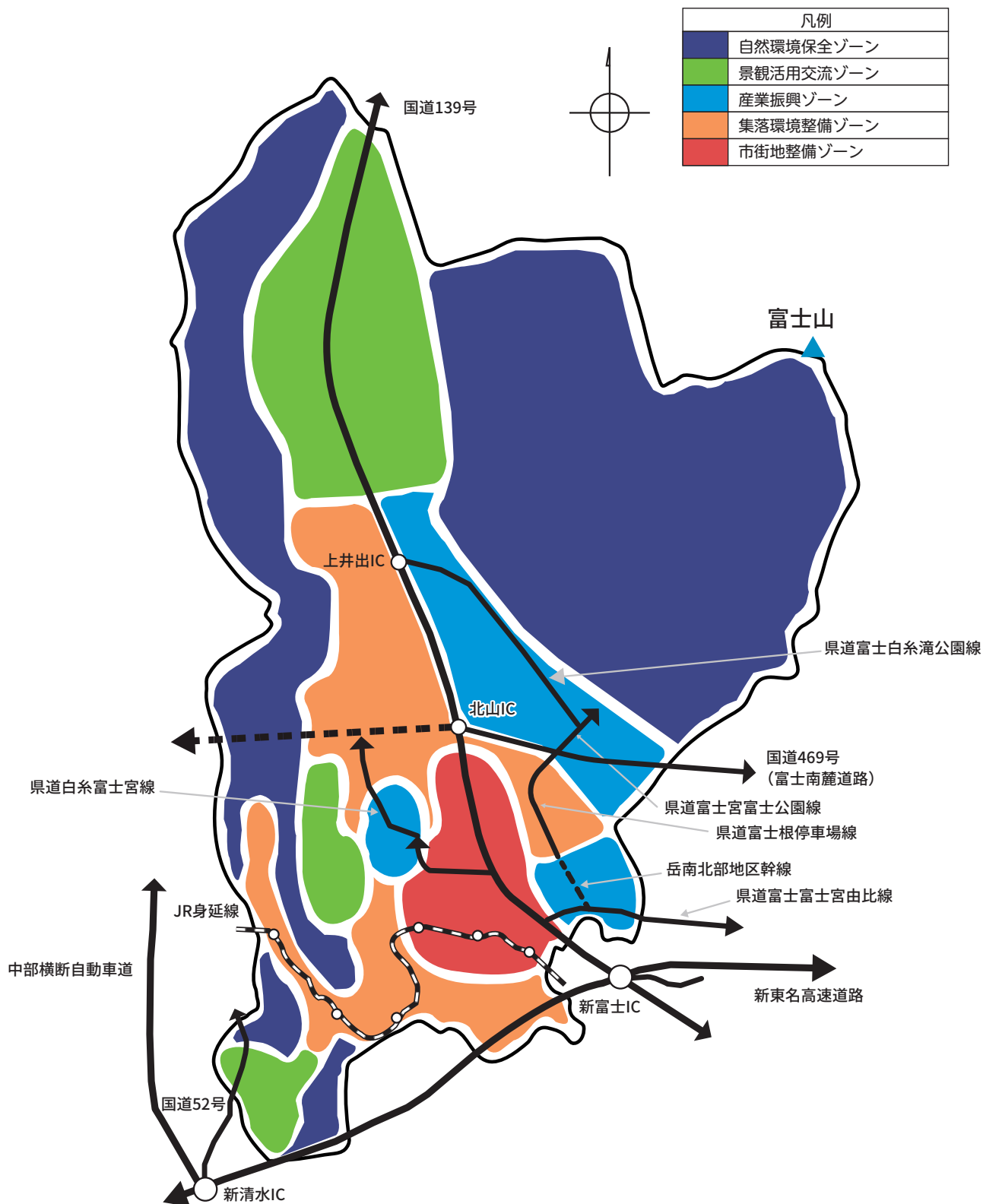
また、集落の拠点となる官公庁施設、文教厚生施設\*等の施設が集積している地域については、地域の利便性と自立性を高めるため、地域のコミュニティ機能の充実を図るとともに、地域特性を活かし、地場産業と連携した産業文化の創出を図ります。

### (5) 市街地整備ゾーン

世界遺産のまちづくり、良好な環境の住宅地、地域をネットワークする道路網等による快適で機能的な都市環境を整備するゾーンとします。

特に、富士山本宮浅間大社周辺については、にぎわいのある世界遺産「富士山」のまちとしてふさわしい整備を進めます。

#### ■ ゾーン別土地利用概念図



# 将来都市像の実現に向けたイメージ

## 将来都市像



富士山を心に

人の和と豊かな自然が織りなす

幸せを感じる富士宮



### まちづくりの基本方針

#### 重点取組

(富士宮市総合戦略)

1

地域の魅力を  
活かした  
にぎわいづくり

2

若者や女性にも  
選ばれる  
地域づくり

3

安心して  
健やかに暮らせる  
幸せづくり

4

明るい未来を支える  
人づくり

土地利用

### 基本目標

1

くらし・安全

共に支え合い、  
安全・安心に暮らせるまちづくり

2

環境

富士山の恵みに育まれた環境を  
未来へつなぐまちづくり

3

こども・教育文化

こどもが健やかに成長し、  
心豊かな人が育つまちづくり

4

健康・福祉

誰もが健やかで安心できる暮らしを  
地域で支えるまちづくり

5

産業

富士山の恵みを活かした産業振興と  
働きやすさの両立したまちづくり

6

都市整備

富士山の魅力を活かした  
快適な居住環境を創造するまちづくり

7

共創

便利で質の高い行政サービスを  
市民と共に創るまちづくり

政策（目指すまちの姿）

- (1) コミュニティ活動（地域の人たちの交流や活動が、活発に行われています）
- (2) 多様性の尊重（誰もが互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる環境が保たれています）
- (3) 国際化・多文化共生（互いの文化を理解し、地域で国際化・多文化共生が進められています）
- (4) 交通安全（交通安全の意識が高く、事故のない環境が保たれています）
- (5) 防犯・消費生活（犯罪を未然に防止し、安全・安心な暮らしが保たれています）
- (6) 防災・減災（自助・共助が実践され、地域の防災力が維持されています）
- (7) 消防（災害や事故に対して、迅速に対応できる体制が確保されています）

- (1) 地球環境（地球環境の保全に向けて、エネルギーを有効に利用しています）
- (2) 生活環境（環境にやさしい持続可能なまちになっています）
- (3) 自然環境（大切な自然環境を守り育てています）
- (4) 景観（富士山が美しく映える景観が創られています）
- (5) 花と緑・水辺（花と緑と水辺から、潤いと安らぎを感じています）
- (6) 水利用（限りある水資源を守り、有効に活用されています）

- (1) こども・若者・子育て（こども・若者・子育てが家庭の思いが実り、笑顔があふれています）
- (2) 青少年健全育成（地域ぐるみで、心身ともに健全な青少年を育む体制が整えられています）
- (3) 学校教育（豊かな人間性や社会性を持つ児童生徒が育っています）
- (4) 文化・芸術（地域の歴史・文化を学び、郷土に愛着を感じる心豊かな人が育まれています）
- (5) スポーツ・レクリエーション（それぞれの興味や関心に合わせて、誰もが気軽にスポーツに親しんでいます）
- (6) 生涯学習（多様な学習機会が確保され、誰もが生涯にわたって学び続けています）

- (1) 健康づくり（共に助け合い、誰もが健康で安心して暮らしています）
- (2) 医療（地域医療が充実し、安心して医療が受けられています）
- (3) 地域福祉（誰もが生きがいや役割を持ち、地域で支え合いながら暮らし続けています）
- (4) 高齢者福祉（高齢者が、生きがいと尊厳を持って元気に暮らしています）
- (5) 障がい者福祉（障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしています）
- (6) 社会保障（誰もが必要な支援を受けられ、安心して生活が続けられています）

- (1) 労働・雇用（多様な人材が、安心していきいきと働き続けています）
- (2) 企業誘致・留置（人と地域を生かした豊かな産業が集積されています）
- (3) 商工業（中小企業等事業者が地域経済の原動力となり、まち全体が活力にみなぎっています）
- (4) 観光（観光資源の魅力を認知し、自信と誇りを持って市外の人におすすめできるまちになっています）
- (5) 農林水産業（富士山の恵みを活かした農林水産業が営まれています）
- (6) 食（富士山の豊かな水に育まれた食を、誰もが楽しめるまちになっています）

- (1) 市街地整備（回遊性のある機能的な市街地が創出され、快適に生活を営んでいます）
- (2) 道路（誰もが安全で快適に道路を利用しています）
- (3) 公共交通（誰もが移動に困らない便利な公共交通ネットワークが構築されています）
- (4) 住宅・住環境（安心して長く暮らし続ける住宅が確保されています）
- (5) 治山・治水（自然災害等に対する備えが進んでいます）
- (6) 公園（誰もが公園で心癒され、楽しんでいます）
- (7) 上下水道（安全な水の供給と処理により、清潔で快適な暮らしが保たれています）

- (1) 行財政運営（変化やニーズに柔軟に対応した持続可能な行財政運営が図られています）
- (2) 市民協働（協働の輪が広がり、多様なつながりが創出され、市民主体による活動が地域の魅力を高めています）
- (3) 広聴広報（市政情報が正確かつ迅速に提供され、魅力的なまちと感じる人が増えています）
- (4) まちのブランド形成（地域資源や魅力が効果的に発信され、様々な人から高い評価が得られています）
- (5) デジタル社会（安全に共有された情報が活用されることにより、地域の幸福度が向上しています）

用語説明

---

**関係人口** (p.26)

市外在住でありながら、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。

**かん養** (p.28,38)

自然に水がしみこむように徐々に養い育てること。

**基幹道路** (p.36,38)

都市や地域などの交通ネットワークの中で、人や物の移動の中心的な役割を担う道路のことであり、高規格道路および一般広域道路のこと。

**健康寿命** (p.30)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

**広域幹線道路** (p.38)

広い地域を結ぶ主要な道路で、交通、物流及び広域交流を担う重要な道路のこと。

**合計特殊出生率** (p.34)

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産むこどもの平均数。

**スポーツツーリズム** (p.29)

スポーツの参加や観戦を目的とした地域の訪問や、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむこと。

**ゼロカーボンシティ** (p.28,36)

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体のこと。

**地域包括ケアシステム** (p.25)

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

**地食健身** (p.31)

その土地で採れたものを食べ、心身ともに健やかになること。

**文教厚生施設** (p.38)

小・中学校や図書館、スポーツ・文化施設などの地域のコミュニティの拠点となるものや、大学の施設などの優れた人材養成や学術研究の拠点となるものなど、文教施策を展開するための基盤として重要な役割を果たすものこと。

**ユニバーサルデザイン** (p.32)

すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図して作られた製品・情報・環境などのデザインのこと。

**要保護世帯** (p.30)

現に生活保護を受けているとしないにもかかわらず、生活保護を必要とする状態にある世帯。